

## 令和7年度 第2回 中野区文化財保護審議会議事録

### 1 開催日時

令和8年3月26日(木) 10時から11時

### 2 開催場所

中野区役所6階 601・602会議室

### 3 出席者

委員：大石学、仲町啓子、内田青蔵、松原智美、山崎祐子、渡辺丈彦（敬称略）

事務局：吉沢部長、富士縄課長、外園文化財担当係長、比留間学芸員、藤掛学芸員

### 4 傍聴者

2名

### 5 報告事項

(1) 埋蔵文化財について

(2) 旧中野刑務所正門について

(3) 山崎家ひな人形の修復について

(4) 山崎家書院・茶室学術調査について

### 6 公開の可否

公開

#### ・配付資料

資料1 令和7年度埋蔵文化財対応状況について

資料2 旧中野刑務所正門修復工事等の進捗について

資料3 山崎家のひな人形（次郎左衛門雛）の修復について

資料4 山崎家書院・茶室学術調査について（速報）

## 7 報告内容（要旨）

### （1）埋蔵文化財について（資料1）

#### ・事務局

資料1「令和7年度埋蔵文化財対応状況について」に基づき、説明。

#### ・委員

江古田遺跡の本調査について、場所は病院のある台地の上か。それとも下方か。

#### ・事務局

下方である。

#### ・委員

今回確認された区画溝につながるような遺構はこれまでに確認されているのか。

#### ・事務局

これまでの調査は台地上が多く、下方の低地での本調査は今回が初となる。そのため、これまでにはつながるような遺構は確認されていないが、周辺にも広がっていると考えている。

また、今回は発掘調査と併せて古文書の調査も行っており、江古田村の拡大に関わっていた僧侶が屋敷を構えていた場所が、現在の江古田小学校のあたりなのではないかということがわかってきた。今回の調査地点は江古田小学校の東隣のため、小学校周辺に広がっている可能性がある。

#### ・委員

約30年前に台地上の江古田遺跡や近隣の御嶽遺跡の発掘調査に参加した際、同様の溝を複数確認している。そうした遺構の継続性やつながりが明らかとなっていくのは良いことである。

#### ・事務局

年代的には御嶽遺跡と同時期か少し後になるため、これまでの調査結果を追認することにつながっている。

#### ・委員

僧侶の話がとても興味深い。18世紀前半となると享保改革の新田開発と関わるのだろうか。文献調査も行ったとのことだが、参考としたのは『新編武蔵風土記稿』や江古田村の年貢関係文書か。

#### ・事務局

確認を行ったのは18世紀後半に関するもので、史料は『山崎家文書』になる。

#### ・委員

調査件数が昨年度増加しており、今年度も高い水準を維持しているが、再開発等が増加しているのか。

#### ・事務局

試掘調査の件数も増加しているため、開発件数が増加していることは間違いない。

#### ・委員

開発等が停滞していることが多い中で中野区は活性化しているようである。

・委員

今年度本調査に至ったのは年度当初の1件とのことだが、新年度以降、本調査に至るような調査は見込まれているのか。

・事務局

試掘調査の結果、本調査が必要な遺跡が確認されている場所は複数あるが、既存建物の解体が完了していない等の理由から着手できない状況なので、いつ本調査を実施できるかは事業者次第である。

・委員

試掘調査により確認されている遺跡の時代はいつ頃なのか。

・事務局

近世から近代が1件、おそらく再来年の調査になると考えられるが縄文時代が1件である。

(2) 旧中野刑務所正門について(資料2)

・事務局

資料2「旧中野刑務所正門修復工事等の進捗について」に基づき、説明。

・委員

正門の周囲に足場が組まれており、修復工事が進行していることを窺わせる。

・委員

令和10年に公開予定とのこと、別添資料に公開イメージ図として鳥瞰図があるが、このような形になるのか。

・事務局

図は公園整備の基本設計で作成している資料のため、このイメージで決定しているものではないが、現段階ではこのような整備を検討している。今回実施したオープンハウスでいただいたご意見等に基づき、修正が加えられていくことになる。

・委員

正門の保存という観点で、正門に自由に近づくことができることを懸念する意見等が前回(令和7年11月20日開催)の文化財保護審議会であったが、その点はいかがか。これだけの修復を行ってきた正門が被害にあわないよう検討いただきたい。

・事務局

現状では防犯カメラ等の設置を予定しているが、正門の外部を取り囲む柵等はないため、防犯と活用の両立のためにはどのようなものを設置することがふさわしいか引き続き検討を行っていきたい。他の事例の研究や整備の中でどのようなことが行えるかを検討し、検討結果を反映させていきたい。

・委員

活用は保存があってこそ可能となる。その点を基本として進めていただきたい。

・委員

この鳥瞰図は立体模型を用いているのか。

・事務局

公園の基本設計の受託者で作成した3DCG図である。

・委員

前回の委員会でも述べたが、昨今はスプレー等での落書きの被害も多いため、注意してほしい。

図では広場の面積が大きいように見えるが、やはり出土品等を並べる併存施設を設置することは難しいのか。

・事務局

公園の面積に対する建物の割合等の問題があるため、現状では難しいと公園の所管課から聞いている。そのため、他の施設への展示を行い、周知を図っていきたいと考えている。

(3) 山崎家ひな人形の修復について(資料3)

・事務局

資料3「山崎家のひな人形(次郎左衛門雛)の修復について」に基づき、説明。

・委員

これでひな人形の修復は完了ということか。

・事務局

古今雛と次郎左衛門雛に関しては修復完了である。

・委員

修復は岩槻の職人が行ったのか。

・事務局

そのとおりである。前回の古今雛の修復と同じ職人に依頼した。

・委員

昨年と同様になると思うが、修復についてどの業者にどの程度の金額で依頼を行ったのか教えていただきたい。

また、今回の資料の末尾に記載されていることがとても重要だと考えている。我々は文化財保護審議会で報告を受けているが、修復についてひな人形と併せて展示したり、簡単なもので良いので修復を紹介するリーフレットを配布したりすることで、より一層、文化財がどのようにして長い時間をかけて守られてきたかがわかっていただけと思う。

・事務局

修復に関する展示については、歴史民俗資料館の方とも相談し、どの程度実施することが可能か調整を行っていきたい。先ほどリーフレットの配付というご意見もいただいたので、引き続き検討していく。

修復を依頼した職人にもご協力いただけるとのことなので、修復に関する考え方等のインタビューを実施し、パネル展示ができればと考えている。

・委員

とても良いことである。おそらく「おひなさま展」は多くの区民が愛着を持っており、

毎年のように来館する人もいると思う。ただ綺麗で豪華なひな人形を展示するだけでなく、そういったプラスアルファとなるようなことを実施することが重要であるため、是非実現していただきたい。

・事務局

修復にかかった費用は男雛と女雛1組で61万円ほどである。様々なところに相談を行った結果、依頼した職人が最も修復が丁寧で価格も適正であった。昨年度に実施した古今雛の修復も同程度の金額であったため、修復にかかった費用は2組で100万円を超える程度であった。

・委員

前回の古今雛の修復の際は動画を撮影していたが、今回の次郎左衛門雛の修復の際にも撮影を行ったのか。

・事務局

撮影を行っている。

・委員

あのような動画を展示と併せて公開すると効果的である。

・事務局

動画は職人に撮影を依頼したのではなく、自ら工房を訪れて撮影を行った。工房を訪れたのは撮影のためだけではなく、文章等では伝えにくい修復の程度について職人と相談しながら決定するためでもあった。

・委員

そうした点が動画であれば鮮明に伝わると思う。

・委員

他の博物館の学芸員も勉強したいと思うような貴重な動画である。

・委員

誰にでもできるというものではない、伝統技術である。

是非様々な工夫を行っていただきたい。おひなさまというと、展示されていて当然、見て綺麗という印象が先行してしまうが、その裏でこれだけの修復や保存等大変なことが行われていることはあまり知られていない。正門等とともに、こうした大変な点を伝えていくことを中野区のテーマの一つとしても良いかもしれない。

(4) 山崎家書院・茶室学術調査について(資料4)

・事務局

資料4「山崎家書院・茶室学術調査について(速報)」に基づき、説明。

・委員

中野区が寄贈を受けて以降、敷地内の建物を部分的に除却して現在に至っている状況である。建物の全体像が当初どのような姿であったか、変遷過程を把握することができるように報告書には記載いただく予定である。また、庭園も重要であるため、文献資料や古写真等からわかる範囲で記載していただくことになっている。「離れ」だけでなく洋館

等も残っているため、全体をきちんと調べて評価し、今後文化財として活用できる形で整備できればと考えている。最初に文化財的な価値づけを行って区文化財に指定し、修理を行っていく必要がある。

「離れ」の「座敷」はとても良い材料を使用しており、意匠も優れている。しかし、「茶室」との関係性は類例がなく、当初がどのような様子であったか気になるところである。水屋も使用した形跡がなく、どのような形で「茶室」を使用していたかがわからないため、解体等を行った段階で検討していく必要がある。「座敷」や使われていた板戸等は優れた文化財としての質を保っているため、一体となって活用できればと思う。

#### ・委員

来年度の文化財指定について、建物単体での指定を目指すのか、底地や庭園も含めて史跡としての指定を目指すのかで今後の予定が変わってくる。庭園部分を含めた調査研究を進めていただきたい。

また、『山崎家文書』の中には、「離れ」に誰が来たか、どのように使われていたかということに関する記載はあるのか。そのような調査研究は進んでいるのか。

#### ・事務局

今回の学術調査は「離れ」について実施しており、他の建物や庭園も重要であるという点は学識者にもご確認いただいているが、それぞれの詳細まで報告書に記載することは難しい状況である。指定の方法については様々あるが、まずは「離れ」単体を登録または指定し、その後、庭園や洋館、蔵などを附として追加し、最終的に一体として登録または指定いくことを考えている。

また、『山崎家文書』の中には、「離れ」について直接的な記載はない。ただ、先ほどの埋蔵文化財での報告にも関連しているが、誰が江古田村を訪れていたかということについて、現在調査を進めているところである。口伝では幕府の役人が訪れたとされているが、そうではないのではないかと考えている。「離れ」の建築は天保12年(1841)だが、この2年前の天保10年(1839)など、18世紀前半から19世紀にかけてこの辺りには御三卿のうちの田安家と一橋家が鷹狩りに訪れており、東福寺で江古田の獅子舞を上覧した記録も残っている。彼らが訪れることを見越して建設した可能性があるのではないかと考えているが、記録がないため引き続き調査を行っていきたい。

#### ・委員

唐子の襖絵を描いたのと同じ画家が区内で別の絵を描いていると以前に聞いた。その関連から「離れ」について辿ることは難しいか。

#### ・事務局

唐子遊戯図は江古田氷川神社社殿の天井画を描いた雪洞という画家によると伝えられている。雪洞の記録自体があまり残っていないため難しい。

#### ・委員

先ほどの仮説をまとめると、御三卿の当主らが来た時の応接間として建てられた可能性があるということか。

・事務局

そのとおりである。東福寺が御膳所であったため、御小休所として建てられたが、実際には訪れなかったのではないかと考えている。

・委員

来るかもしれない、あるいは来なかったという点はどの史料からわかるのか。

・事務局

建築の2年前の天保10年に田安家が江古田村を訪れ、東福寺の御膳所に立ち寄った記録が残っている。

・委員

記録がある史料は御用留や『徳川実記』か。

・事務局（藤掛）

確認して追って回答する※。

※確認した史料は以下のとおりである。

1966年 平野實「将軍等来寺の覚書」『山崎家史料集』

・委員

東福寺を訪れた記録はあるが、「離れ」に来た記録はないということか。

・事務局

天保年間以降、田安家・一橋家が江古田村を訪れた記録はない。

ただ、山崎家の資料の中に1点だけ葵の御紋が入った漆器がある。そのため、山崎家がそういったものを拝領できる関係性にあった可能性がある。

・委員

いつ頃の漆器なのか。

・事務局

時期は不明である。

## (5) その他

・委員

正門に関する報告の際に中座してしまったため、既に議論がなされている可能性はあるが、展示計画を検討する際には区民からの要望も併せて検討いただきたい。

また、敷地の中で監獄・刑務所に係る建物の痕跡や塀の基礎等が見つまっているため、そういった資料も破棄するのではなく活用することを検討いただきたい。

・事務局

展示の検討に際しては、区民の意見を伺う機会を設けたいと考えている。

また、資料2別添の平面図に「教養施設」という形であるが、正門に接続していた煉瓦塀基礎や出土した石材・煉瓦などを記載している。正門だけでなく、正門に付随していた資料についても園内に配置し、知っていただけるようにすることを検討している。

・委員

配置するだけでは単なる石材や煉瓦と認識されてしまう恐れがあるため、程よい大き

さの解説板の設置についても検討いただきたい。

・委員

曳家のことなど、区民に伝えたいことは様々あると思うので、工夫していただきたい。

・委員

映像等も活用いただきたい。

以上

## 令和7年度 第2回中野区文化財保護審議会 次第

### 1 日 時

令和8年3月26日（木） 午前10時から正午（終了時間は予定）

### 2 会 場

中野区役所6階 601・602会議室

### 3 内 容

#### 【報告事項】

- ・埋蔵文化財について
- ・旧中野刑務所正門について
- ・山崎家ひな人形の修復について
- ・山崎家書院・茶室学術調査について

#### 【配付資料】

- ・資料1 令和7年度埋蔵文化財対応状況について
- ・資料2 旧中野刑務所正門修復工事等の進捗について
- ・資料3 山崎家のひな人形（次郎左衛門雛）の修復について
- ・資料4 山崎家書院・茶室学術調査について（速報）

## 令和7年度埋蔵文化財対応状況について

令和7年度（2月末日現在）の埋蔵文化財対応件数は、以下のとおりである。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	累計
(1)包蔵地照会	180	151	180	208	150	178	189	165	152	160	165	1878
(2)発掘届	5	6	4	3	2	5	10	10	4	3	7	59
(3)立会調査	0	2	5	1	1	0	3	4	6	1	0	23
(4)試掘・確認調査	1	1	4	2	1	3	7	1	2	1	4	27
(5)本調査	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

包蔵地の照会件数は1,878件で令和6年度とほぼ同数となっているが、令和5年度と比較すると約1.6倍となっており、照会件数が多い状況が続いている。

発掘届の提出件数は59件で昨年度よりも5件増加した。試掘調査・確認調査は27件で、昨年度より若干減少している。このうち個人住宅建設に伴う試掘調査10件は国庫補助金対象事業で、昨年度の7件と比べると増加している。それ以外の試掘調査は原因者負担であった。

本調査は4月に原因者負担事業として1件実施した。場所は江古田二丁目12番内（江古田遺跡）にて4月7日から4月22日にかけて行った。調査では主な遺構として17世紀前半の区画溝（写真1）や18世紀後半の盛土層（写真2）が確認された。江古田村は17世前半に村域の拡大が当該地にまで及んだことが古文書等の調査で分かっていたが、今回、拡大域で実際に遺構が確認されたことは貴重な成果である。18世紀後半の盛土は厚さ約0.6mで土層や出土遺物の状態から短期間に盛土された可能性が高い。当該地は西から東に傾斜する自然地形であり、平坦面を形成するために造成されたと考えられる。



写真1 区画溝

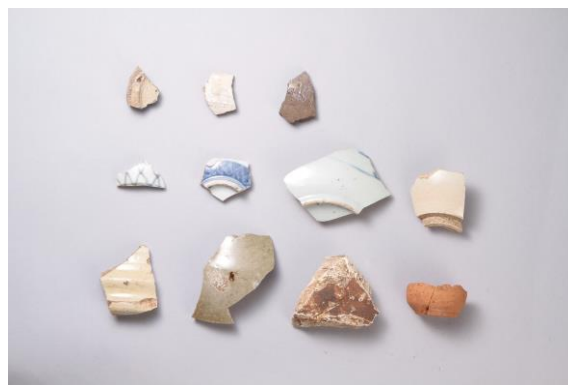


写真2 盛土層の出土遺物

## 旧中野刑務所正門修復工事等の進捗について

旧中野刑務所正門（文化財名：旧豊多摩監獄表門。以下、「正門」とする。）に関する各事業について、以下のとおり報告する。

## 1 修復工事について

令和7年度第1回中野区文化財保護審議会（令和7年11月20日開催）での報告以降、正門周囲の犬走りには防水材が塗布され、地下の免震ピット等ではコンクリートの凹凸を研って整える作業が行われた。

正門本体には、外部で修復を行っていた敷居石や大扉が搬入され、それぞれ取付け作業が行われた（写真1）。また、令和8年度からの煉瓦や目地の修復に向け、エイジング処理を施した煉瓦や目地の見本が作成され（写真2）、壁面の一部では、洗浄や目地の色合わせ等が試験的に施工された（写真3）。

現在、正門の周囲には、足場や素屋根が組み立てられている（写真4）。今後、この覆い屋の中で屋根の解体調査や復原工事が行われる予定である。



写真1 南面敷居石取付け状況



写真2 煉瓦・目地見本



写真3 洗浄等を施した北面控え柱



写真4 足場の設置状況

## 2 工事現場の仮囲い活用について

移築・修復工事を行っている矯正研修所跡地の周囲の仮囲いについて、正門に関する情報発信や文化芸術発信の場としての活用を進めている。

現在、正門に関する説明の掲出（写真5、6）しているところである。さらに、平和の森小学校及び中野中学校の児童・生徒が制作した絵の掲出を3月中に予定している。



写真5 説明シート遠景



写真6 説明シート近景

## 3 平和の森公園拡張整備に関するオープンハウスの実施について

正門の移設先の敷地は、北側に隣接する平和の森公園の拡張用地として整備を行う予定である。このことについて、令和8年2月20・21日の2日間、平和の森公園にてオープンハウス（資料パネルを掲出し、来場者との意見交換を行うイベント）を実施した（掲出資料については、別添資料参照のこと）。2日間で約60名の来場があり、公園の整備に関する意見や、正門内部の展示やイベントの開催等の活用に関する意見を伺った。

## 4 今後の予定

令和8年度	正門の活用に関する検討、正門展示整備計画策定
令和9年2月	修復工事の完了
7月末	記録・保存業務の完了
令和9年度	正門の活用に関する検討、正門内部展示制作・施工
令和10年5月	正門の公開開始

# 平和の森公園拡張整備について

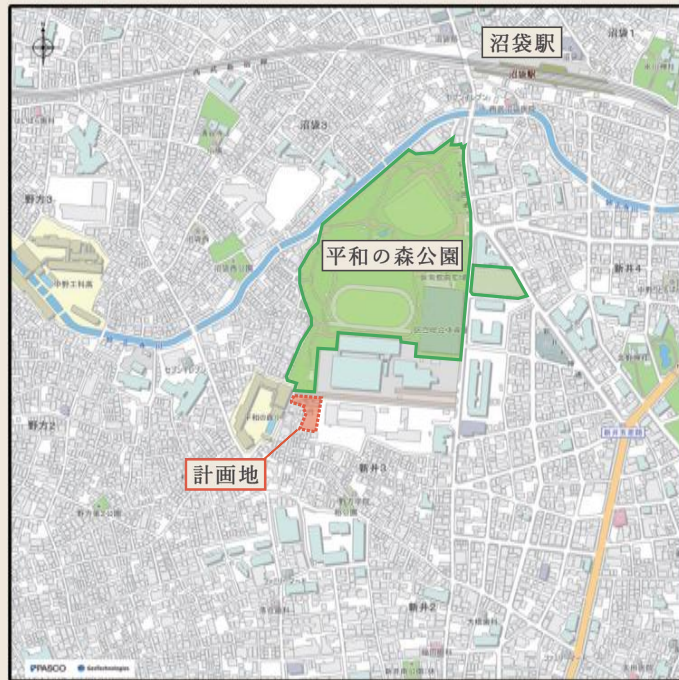
## ■ 目的

防災機能・みどりの拠点などの機能をもつ  
オープンスペースを将来にわたって確保するため  
旧法務省矯正研修所西側用地を  
東京都市計画公園第4・4・3号中野公園  
[平和の森公園]の拡張用地として整備します。

## ■ 位置・面積

位置：東京都中野区新井三丁目37番

面積：約0.2ha



「なかのデータマップ」に加筆

## ■ 計画地の現況

旧中野刑務所正門は令和3年6月4日に  
文化財名「旧豊多摩監獄表門」として  
中野区の有形文化財に指定されました。  
令和7年11月には計画地内への移築が  
完了しています。

拡張整備にあたっては、公園機能の拡充  
に加え、「旧中野刑務所正門基本計画」  
「旧中野刑務所正門保存活用計画」を  
考慮した公園整備が求められています。



## ■ 拡張整備の基本的な考え方

### ① 文化財を活用した特色ある空間の創出

- ・「旧中野刑務所正門」が持つ歴史的価値をふまえ、適切に保存しながら活用できる環境を整備します。
- ・正門の外観を鑑賞するための区域を設定し、良好な景観を創出するとともに  
間近で見学できる空間を整備します。

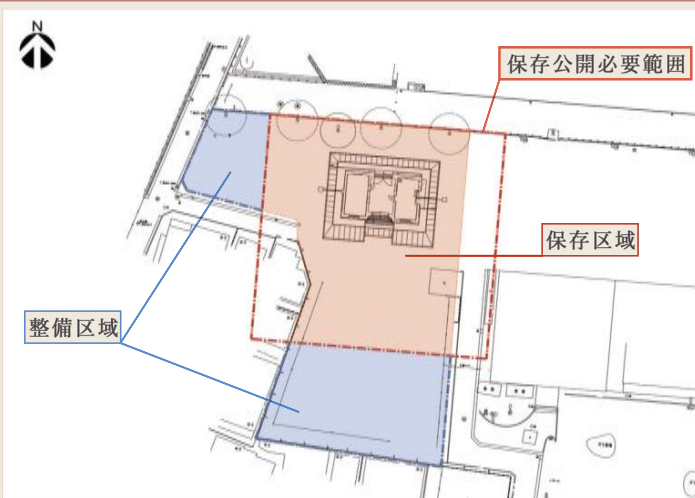
### ② みどりを活かした公園整備

- ・平和の森公園拡張部分を「みどりの拠点」として有効活用するため、「身近な公園緑地」として整備します。
- ・みどりに囲まれたうるおいのある住環境の形成のため、みどりの保全・育成を図ります。

### ③ 防災機能の確保

- ・計画地は東京都指定の広域避難場所「平和の森公園一带」の拡張部分となることから、  
防災機能の確保を目的として整備します。
- ・現在の平和の森公園や周辺の道路計画、新設する平和の森小学校と連携して  
一体的な災害対策が可能となるよう、防災機能の補完及び拡充を図ります。

## ■ 保存区域／整備区域



旧中野刑務所正門の周辺には「保存公開必要範囲」が設定されています。計画地の中で、この範囲にあたる部分を「保存区域」その他の部分を「整備区域」と設定します。各区域の概要は次のとおりです。

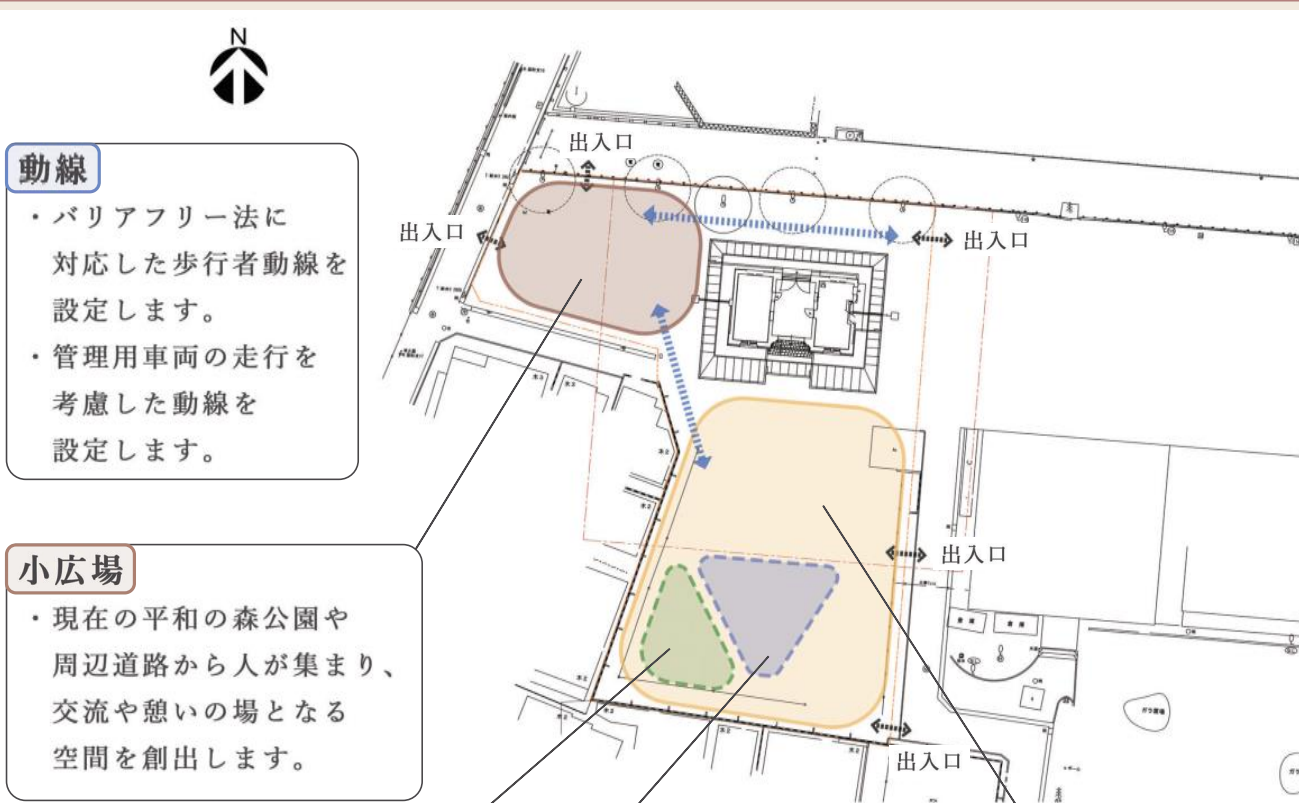
### ● 保存区域

- ・原則として構造物を設けず、良好な景観を保つよう求められています。
- ・構造物を設置する際には、正門との調和に配慮したものを選定します。
- ・区域内の樹木は、正門の保存に支障がないように維持管理することが求められています。

### ● 整備区域

- ・正門の活用のために必要な施設整備が可能です。
- ・植栽や休憩施設、照明灯など公園施設を整備します。

## ■ 公園全体



### 動線

- ・バリアフリー法に対応した歩行者動線を設定します。
- ・管理用車両の走行を考慮した動線を設定します。

### 小広場

- ・現在の平和の森公園や周辺道路から人が集まり、交流や憩いの場となる空間を創出します。

### 散策ゾーン

- ・中高木や低木の間を散策し、みどりにふれあう空間を創出します。
- ・正門に関する施設を設置し、文化財を身近に感じる空間を創出します。

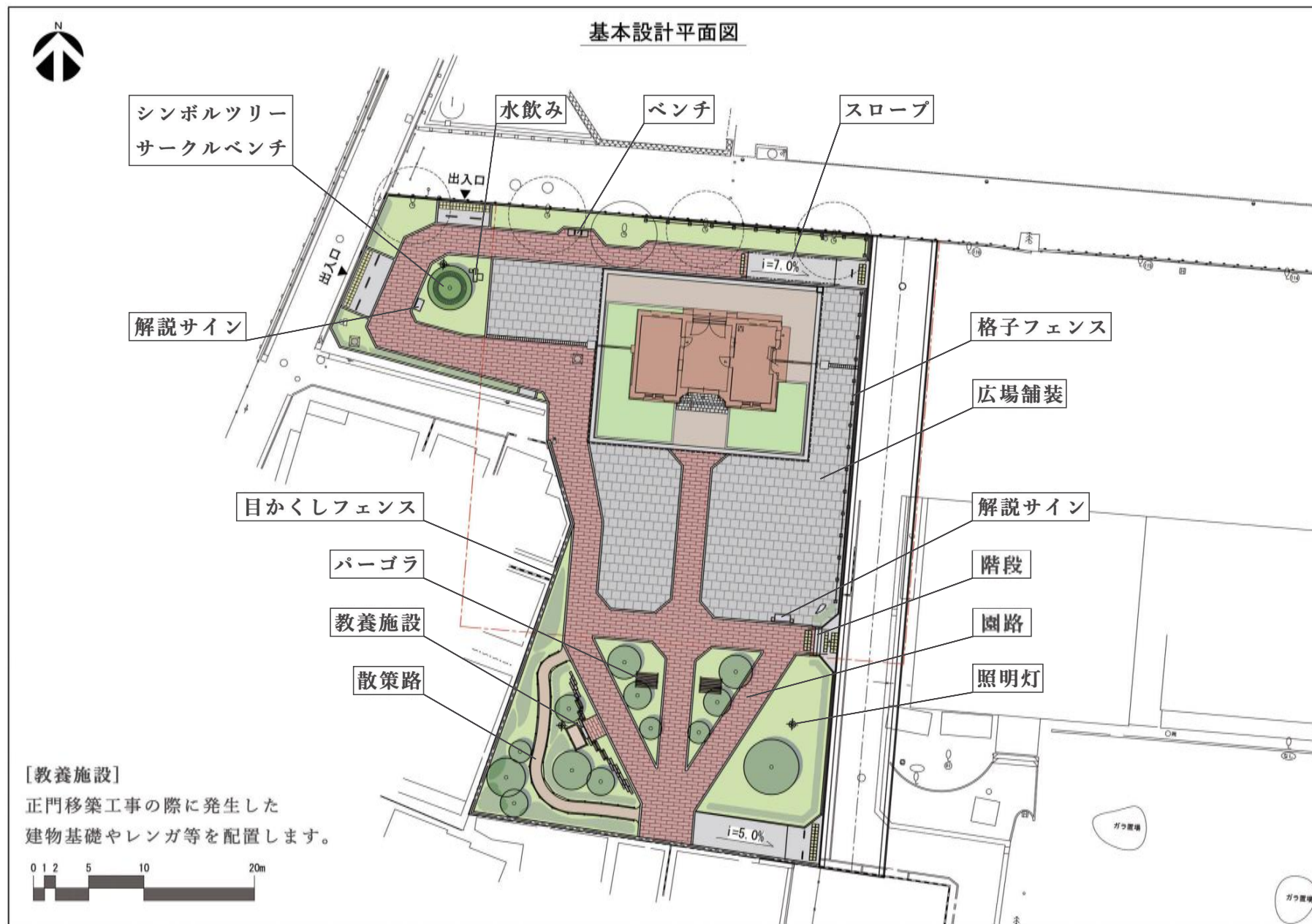
### 休憩ゾーン

- ・休憩しながら正門を鑑賞する空間とします。
- ・休憩施設は保存区域の外に設置し、良好な景観の保持を図ります。

### 南側広場

- ・正門の近景、遠景を鑑賞する空間とします。
- ・オープンスペースの確保、みどりの保全と育成を図る空間とします。

# 基本設計平面図



# イメージパース

## ■ 散策ゾーン



## ■ 南側から正門方向



## ■ 鳥瞰



※画像は現時点の計画をもとに作成したイメージ図です。

## 山崎家のひな人形(次郎左衛門雛)の修復について

## 1 経緯

区指定有形文化財である歴史民俗資料館所蔵の山崎家の次郎左衛門雛について、劣化が進んでいたことから、文化財の修復の実績を有している専門機関に相談し、本来有している文化財的価値を損なわない修復をすることが最善であるという方針を立て、修復を進めている。以下、修復内容等について報告する。

## 2 修復内容

## (1) 全体清掃

男雛、女雛とも、全体の埃や汚れについて、刷毛等を使用して清掃する。

## (2) 頭部

男雛、女雛とも、頭部損傷部分は正麩糊等の可逆性のある材料を使用して剥落止めし、補強する(写真1)。

## (3) 衣装

男雛は黒色袍の剥落止めを行い、女雛は裳の形状を整える(写真2)。

## (4) 各種道具

各種道具を清掃や補修をして位置を調整する(写真3、4)。

## (5) 露出部

手先など露出している箇所を割損部を剥落止めする(写真5)。

## 3 今後の取り扱い

劣化が進行する要因としては、紫外線の影響や出し入れの際の損傷が最も大きいことが考えられる。昨年度に修復した古今雛と同様に、修復後の次郎左衛門雛の展示にあたっては照度を落として温湿度管理を徹底し、収納は緩衝材等が人形自体に触れない状態での保管を行うなど、劣化が進行しないように十分に配慮することが重要である。

## 4 その他

山崎家から寄贈を受けた保管箱の中に、男雛の衣装の裾を新たに発見した(写真6)。衣装から外れた状態で残されていたためか状態はよかった。寄贈時の写真には写っていなかったことから、山崎家が外れた衣装も大切に保管していたことが確認できる。

次に二年に渡り古今雛と次郎左衛門雛の修復を行ったが、文化財修復はより慎重に行うものであると改めて認識した。修復を行ったひな人形は例年のおひなさま展のように展示するだけでなく、「文化財修復とは何か。」というテーマで修復の裏側を語り、メッセージ性のある展示を行うことを検討したい。



写真1 正麩糊による頭髪の剥落防止



写真2 衣装の剥落状態



写真3 烏帽子修復前



写真4 烏帽子修復後



写真5 女雛の手先清掃



写真6 男雛の裾

## 山崎家書院・茶室学術調査について（速報）

令和7年6月より実施している山崎家書院・茶室（以下、学識者への意見聴取成果より、母屋に対する離れとして建てられた経緯を踏まえ「離れ」とする。）の学術調査について、以下のとおり進捗を報告する。

## 1 学術調査業務内容

本調査は、「離れ」の将来的な中野区の文化財への登録又は指定や修復工事を見据え、文化財的価値や現況・劣化状況を把握することを目的としている。今回の調査では、測量・実測調査に基づく敷地配置図や平・立・断面図（図1）の作成、各部の目視による劣化状況調査、不陸・傾き等の計測、改修履歴等の仕様調査等を行った。また、調査成果に基づく修理の緊急性に係る検討や、学識者2名に対する意見聴取を実施し、現在、その成果をまとめた報告書を作成している。

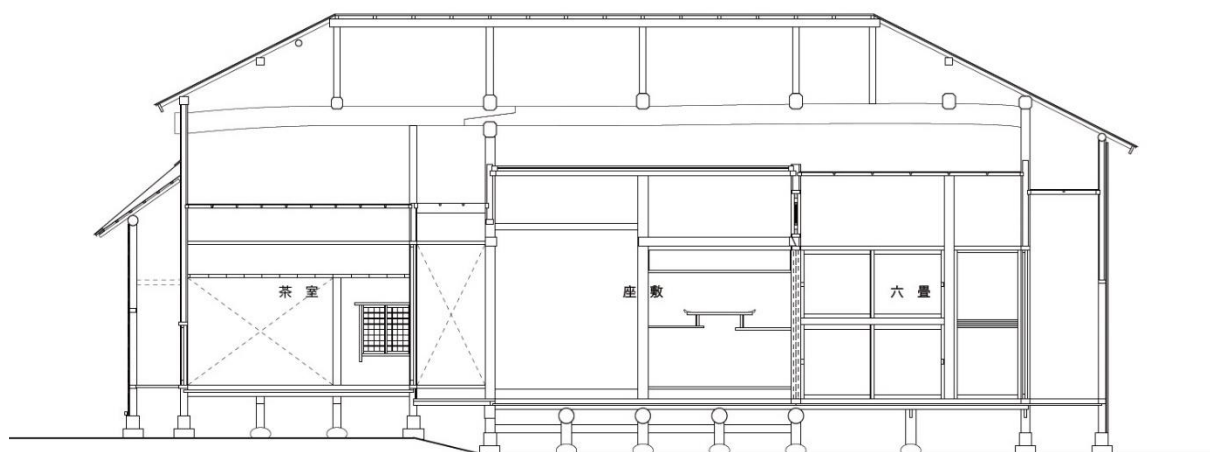


図1 桁行断面図

## 2 調査成果

## (1) 現況の仕様について

「離れ」は木造平家建ての真壁造りで、間取りは東から六畳間（「次の間」）、八畳間（「座敷」）、六畳間（「茶室」）となっている。寄棟の屋根は平成16年度（2004）に行われた修理工事（以下、単に「修理工事」という。）により、棧瓦葺きから板金葺きに改修されている。外壁は、南面及び西面は下見板張りだが、北面及び東面は波板で覆われている。内壁は、「座敷」と「次の間」は聚楽土仕上げ、「茶室」は色漆喰仕上げ、その他が漆喰仕上げである。

## (2) 各部の劣化・破損状況について

修理工事では、建物の揚屋、新たな基礎の構築、土台や床束の交換、腐朽した柱脚部の根継補修、屋根の葺き替え等が行われた。そのため、この修理工事以前に発生した雨染みの痕跡（写真1）は残存しているが、修理工事以降には雨漏りや小屋組・床組等の腐朽・破損は確認されていない。一方、揚屋等を行った際に、可能な範囲での不陸修正がなされていると考えられるが、現状は身舎において最大で13mmの沈下が見られる。また、柱も傾斜していることが確認されており、建物全体に歪みが生じ

ていることから、柱と壁の間が乖離している箇所が見られる（写真2）。歪みの解消には壁面全ての解体が必要となるため、修理工事の際は現状のままとしたと考えられる。



写真1 天井及び垂壁の雨染み



写真2 壁面の乖離

### （3）意匠等について

各室の内観は写真3・4のとおりである。「座敷」は、床柱や床板等各所に優れた部材が使われ、棚は清楼棚、「座敷」と「次の間」の間の引違い板戸（現在は歴史民俗資料館に収蔵）には、唐子遊戯図（写真5）が施されている。建具の引手や欄間には山崎家の家紋である橘紋が施されており（写真6）、細部にも装飾が見られるなど、格調高さが際立っている。

「次の間」は、「座敷」のしつらえと比較すると少し格が下がるが、優れた部材が使われており、建具の引手には家紋が入っていることから、「座敷」に対する「次の間」としての機能をうかがわせる。

「茶室」は、中野区へ寄贈されるまでの間に茶室風のしつらえに改修されており、当初からの仕様の変遷等を追うことは困難である。



写真3 「座敷」・「次の間」内観



写真4 「茶室」内観



写真5 引違い板戸（唐子遊戯図）



写真6 建具引手

### 3 小結

「離れ」は、江古田村の名主によって建てられた江戸後期の建築である。敷地の東側にあった母屋に対する離れとして建てられており、小屋組等に残された痕跡から建築当初の規模が現在も維持されていると考えられる。全体的に落ち着いたしつらえであるが、「座敷」や「次の間」の格調高さから、家格の高い人を招くために使用されていた可能性が高い。

内部は比較的よく当初材が残っているが、建物全体の劣化状況は酷く、今後も劣化が進行していくと考えられる。また、目視のみの調査では痕跡や仕様を確認できない箇所も多く、詳細把握のために解体調査等の追加調査や早期の耐震診断による安全性の検討を行う必要がある。また、意見聴取を行った学識者からは、庭園や庭園内の建物（東側の洋館・蔵など）の整備と併せた、総合的な保存・活用について検討していくことが重要であるとの意見もあった。

### 4 今後の予定

令和8年度	中野区の文化財への登録又は指定
令和9年度以降	基本計画・保存活用計画の策定 基本設計 実施設計 修復工事